

みやぎ障害者プランに関する骨子案・アンケート調査の修正について

前回協議会での審議内容等を踏まえ、以下のとおり修正案を検討。

1 みやぎ障害者プラン(骨子案)について

各論 > 第2章いきいきと生活するために

> 第2節多様なニーズに対応したきめ細やかな教育の充実 > 3

前回協議会時	修正案
インクルーシブ教育の推進	共生社会の実現を目指した理解の促進

第2章第2節3は、現行通りの「共生社会の実現を目指した理解の促進」とし、本文の中で「インクルーシブ教育」に関する記述を行う。

「インクルーシブ教育」の文言自体は記述から無くさない。

2 みやぎ障害者プラン改定に向けたアンケート調査について※19歳以上で記載

調査項目

(1) 問4 (オ)

現在、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、該当する障害分類お答えください。

前回協議会時	修正案
1 統合失調症・気分(感情)障害・非定型精神病・てんかん	1 統合失調症
2 中毒精神病	2 うつ病、そううつ病などの気分障害
3 器質性精神障害(高次脳機能障害を含む)	3 てんかん
4 発達障害	4 薬物依存症
5 その他の精神疾患	5 高次脳機能障害
6 わからない・答えたくない	6 発達障害(自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等)
	7 そのほかの精神疾患(ストレス関連障害等)
	8 わからない・答えたくない

前回協議会時の項目については、平成7年9月12日付け健医発第1,133号厚生労働省保健医療局長通知「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」の「別添1精神障害者保健福祉手帳等級判定基準の説明(1)精神疾患(機能障害)の状態」を採用したところであるが、その他の文言も含め、当事者が分かりやすいように文言の修正を検討→国HP「知ることからはじめよう みんなのメンタルヘルス 総合サイト」(<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/certificate.html>)の「精神障害者保健福祉手帳」の「対象となる方」より引用

(2) 問13 (ア) / (イ)

現在利用している/今後使用したいと思う福祉サービスはどれですか。

前回協議会時	修正案
(項目抜粋) 6 就労に向けた支援 (就労移行支援、就労継続支援A型・B型) 9 地域で暮らしていくための支援 (グループホーム、福祉ホーム、 地域移行・地域定着支援)	(項目抜粋) 6 就労に向けた支援 (就労移行支援、就労継続支援A型・B型、 <u>就労定着支援</u>) 9 地域で暮らしていくための支援 (グループホーム、福祉ホーム、 <u>自立生活援助</u> 、地域移行・地域定着支援)

(3) 問34

あなたが、災害時にひとりで避難できない理由は何ですか。

前回協議会時	修正案
(項目抜粋) 1 避難指示や避難勧告などの情報が把握できないため	(項目抜粋) 避難指示などの情報が把握できないため

調査票

(4) 療育手帳所持者の回答方法

前回協議会時	修正案
みやぎ電子申請サービス	県が送付した調査票(紙)に記入し返送

(5) 調査票のルビ表記

前回協議会時	修正案
例) あなたの年齢をお答えください。(あなたのねんれいをおこたえください。)	例) あなたの年齢(ねんれい)をお答(こた)えください。